

11月12日から25日は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

女性に対する暴力には、DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などがあり、人権を大きく侵害するものです。

DVとは

DVとは、配偶者や恋人、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある人、またはあった人から受ける暴力のことです。DV被害者は男性の場合もありますが、女性が多くを占めています。

DVの形態

DVは殴る蹴るなどの**身体的暴力**だけではなく、無視する・大声で怒鳴るなどの**精神的暴力**、外出させない・交友関係を制限するなどの**社会的暴力**、生活費を渡さないなどの**経済的暴力**、性行為を強要するなどの**性的暴力**とさまざまな形態があります。多くの場合いくつかの暴力が重なって起こり、また、繰り返し行なわれるという特徴があります。

配偶者やパートナーの言動から、思い当たることはありませんか

DVチェックリスト

- ☐ キレると壁を蹴ったり、物を投げられたりする。
- ☐ 暴力を振るわれたあと、急に優しくされたり謝られたりする。
- ☐ 「バカ」「死ね」と言われたことがある。
- ☐ 相手の機嫌を損ねないように気をを使う。
- ☐ 「誰に食わせてもらっているんだ」と言われたことがある。
- ☐ 性行為を強要される。
- ☐ 頻繁に携帯に電話して居場所を確認される。
- ☐ 相手がいないと、なぜかホッとする。



一人で抱え込まずに相談を

当てはまる項目があったら、二人の関係を見直してみる必要があります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度相談してください。相談してみることで、一人では気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

●相談先

女性・子ども支援課
DV相談ナビ(全国共通)
DV相談+(プラス)(24時間対応)

☎248-1199
☎#8008
☎0120-279-889
チャット相談(正午～午後10時)



市では児童虐待・DV防止推進月間にあわせて、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンを行ないます。

オレンジリボンには“子ども虐待のない社会の実現”、パープルリボンには“女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう”とのメッセージが込められています。

多くの人に知ってもらうためキャンペーングッズを配付します。(なくなり次第終了)ぜひお越しください。

▶ところ・とき

・市役所	11月16日(水)	午前10時～
・アンビー熊本(志来菜彩・ニシムタ合志店)	11月17日(木)	午前10時30分～
・ユーパレス弁天・クラッシーノマルシェ	11月18日(金)	午前10時～



11月は『児童虐待防止推進月間』です

児童虐待とは、親などの保護者がその子どもに行なう、以下のような言動を言います。こうした言動は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えています。

虐待の定義

身体的虐待

- ・殴る、蹴る
- ・戸外に閉め出す
- ・赤ちゃんを激しく揺さぶる など



ネグレクト

- ・食事を与えない
- ・極端に不潔な環境で生活させる
- ・家や車に子どもだけおいて外出 など



心理的虐待

- ・罵声を浴びせる
- ・きょうだい間で差別する
- ・子どもの目の前での激しい夫婦喧嘩や暴言・暴力 など



性的虐待

- ・わいせつな行為
- ・性関係の強要
- ・性器を触る・触らせる など



体罰も虐待です

2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日に施行されました。

しつけと体罰は根本から異なるものです。

しつけは、社会で自立して生活を送れるように、必要なことを子どもに教え伝える行為です。たとえ保護者がしつけのためと考えていても、子どもの身体や心を傷つけるのであれば、それは許されない行為です。

体罰などをしてしまう背景

子育ては、本当に大変です。体罰をしてしまう保護者も「子どもが言うことを聞かない」「育てにくい子」「時間や心に余裕がない」「自分は孤独」などいろいろな不安や悩みを抱えているのかもしれません。また、自分自身も親から体罰を受けて育ってきたり、子どもに大人としてなめられてはいけないと感じていたり、さまざまな背景があります。



地域の皆さんへのお願い

虐待をしてしまう人は、負担感や孤独感を抱えて、困っていることが多いものです。子育てには、地域に住むたくさんの人の目や手が必要です。

子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある、不自然な傷や打撲のあとがある、小さい子どもを家に置いたまま外出しているなど、心配なことがありましたら、子どもたちの安全を守るためにもご連絡をお願いします。

ご連絡いただいた人が特定されないよう、秘密は守られます。

また、子育ての悩みや相談をできる窓口もありますので、お気軽にご相談ください。

●連絡・相談先

女性・子ども支援課(ヴィーブル内)
県中央児童相談所
児童相談所虐待対応ダイヤル※通話無料

☎248-1199
☎381-4451
☎189(いちはやく)